

## 函館地方気象台からのお知らせ

令和4年4月1日から函館地方気象台の天気予報、気象警報・注意報に関する電話対応の時間帯が変更となります。

☎0138-46-2212

■対応時間帯 平日8時30分～17時15分

○自動音声電話による気象情報の提供も行っておりますので、こちらもご利用ください。

☎0138-46-0901

■対応時間帯 24時間対応

(自動音声電話により気象情報をお聞きになる場合は、音声ガイダンスに従って「該当する番号」と「#」を押してください。)

## 後期高齢者医療制度のお知らせ ～高額介護合算療養費について～

### ■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。



- ・後期高齢者医療制度、または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ・支給額が500円以下の場合は支給されません。

### ■自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：令和2年8月1日～令和3年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】 212万円	
		【課税所得380万円以上】 141万円	
		【課税所得145万円以上】 67万円	
1割	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、町民課住民グループまでお申し出ください。

### ■お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

町民課住民グループ ☎01392-2-3131(内線127)